

(様式第2号)

令和元年度第11回 芦屋市景観アドバイザー会議 会議要旨

日時	令和2年 2月25日(火) 午前9時30分～午前11時00分
場所	東館3階 中会議室
出席者	委員 小浦 久子, 岡 絵理子, 武田 重昭 届出者 (1) 共同住宅(大原町196番1外) 申請者 **氏 設計者 **氏, **氏 事務局 岡本都市計画課係長, 山本都市計画課主査, 桑原都市計画課課員
事務局	都市建設部都市計画課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者3人中3人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 審議の内容に個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

ア 景観地区内における大規模建築物等の景観協議について

(ア) 共同住宅(大原町196番1外)

イ その他

(3) 閉会

2 審議経過

(1) 共同住宅(大原町196番1外)

令和2年2月14日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い, 主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- ・ 南面ファサードについては, 公共空間からの視認性が高いため, 周辺の景観と調和したデザインとすること。特に歩行者の目線に近い低層部では, 表情のあるデザインとなるよう工夫すること。
- ・ 建築物の意匠だけでなく, エントランス周りや駐車場アプローチの舗装部分, 建築物に附属する塀, 柵及び植栽等についても, 敷地における通り外観を構成する重要な要素となることから, 建築計画と一体的に計画し, 地域の景観を向上させるような質の高いデザインを検討すること。
- ・ 道路境界部分に設ける塀, 柵の有無, 位置, 高さ, 仕上げ等は, 通りに圧迫感を与えないように工夫するとともに, 近隣住宅との緑の連続性の確保に努めること。特に計画地の北西部分は, 通りを利用する人にとってアイストップとなるため, シンボルツリーを設けるなど, 通りからの見え方について配慮すること。